

# 第1章 大気汚染防止法

## 1 大気汚染防止法の概要

人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が環境基本法において設定されており、この環境基準を達成することを目標に、大気汚染防止法に基づいて規制を実施しています。

大気汚染防止法では、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守らなければなりません。

## 2 定義

各用語の意味は次のとおりです。

### (1) ばい煙

「ばい煙」とは、次のものをいいます。

ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する「いおう酸化物」

イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する「ばいじん」

ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する「カドミウム及びその化合物」、「塩素及び塩化水素」、「ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素」、「鉛及びその化合物」並びに「窒素酸化物」

### (2) ばい煙発生施設

「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいいます。（表1-1）

### (3) 揮発性有機化合物

「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）をいいます。

### (4) 揮発性有機化合物排出施設

「揮発性有機化合物排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染の原因となるものであって、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいいます。（表1-2）

### (5) 粉じん

「粉じん」とは、物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいいます。

粉じんのうち、石綿の粉じんを「特定粉じん」といい、特定粉じん以外の粉じんを「一般粉じん」といいます。

(6) 一般粉じん発生施設

「一般粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいいます。(表 1 - 3)

(7) 特定粉じん発生施設

「特定粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で特定粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいいます。(表 1 - 4)

(8) 特定粉じん排出等作業

「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるものが使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいいます。

### 3 施設の種類

大気汚染防止法で事前に設置の届出を行うことが義務付けられている施設には、「ばい煙発生施設」(表1-1)、「揮発性有機化合物排出施設」(表1-2)、「一般粉じん発生施設」(表1-3)、「特定粉じん発生施設」(表1-4)があります。

表1-1 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設

項	施設名	用途	規模要件
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)		伝熱面積が 10 m <sup>2</sup> 以上か、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/時以上
2	ガス発生炉、加熱炉	水性ガス又は油ガスの発生	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が 20 トン/日以上か、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/時以上
3	焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、煅焼炉(14の項に掲げるものを除く。)	金属の精錬又は無機化学工業品の製造	原料の処理能力が 1 トン/時以上
4	溶鋇炉(溶鋇用反射炉を含む。)、転炉、平炉(14の項に掲げるものを除く。)	金属の精錬	
5	溶解炉(こしき炉並びに14及び24~26の項に掲げるものを除く。)	金属の精製又は鋳造	火格子面積が 1 m <sup>2</sup> 以上か、羽口面断面積が 0.5 m <sup>2</sup> 以上か、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/時以上か、変圧器の定格容量が 200kVA 以上
6	加熱炉	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理	
7	加熱炉	石油製品、石油化学製品又はコーラタール製品の製造	
8	流動接触分解装置のうち熱媒再生塔	石油の精製	触媒に附着する炭素の燃焼能力が 200kg/時以上
8 2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉		バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 6 リットル/時以上

項	施設名	用途	規模要件
9	焼成炉、熔融炉	窯業製品の製造	火格子面積が 1 m <sup>2</sup> 以上か、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/時以上か、変圧器の定格容量が 200kVA 以上
10	反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)、直火炉(26の項に掲げるものを除く。)	無機化学工業品又は食料品の製造	
11	乾燥炉(14及び23の項に掲げるものを除く。)		
12	電気炉	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造	変圧器の定格容量が 1,000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉		火格子面積が 2 m <sup>2</sup> 以上か、焼却能力が 200kg/時以上
14	焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉、乾燥炉	銅、鉛又は亜鉛の精錬	原料の処理能力が 0.5 トン/時以上か、火格子面積が 0.5 m <sup>2</sup> 以上か、羽口面断面積が 0.2 m <sup>2</sup> 以上か、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 20 リットル/時以上
15	乾燥施設	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造	容量が 0.1m <sup>3</sup> 以上
16	塩素急速冷却施設	塩素化エチレンの製造	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が 50kg/時以上
17	溶解槽	塩化第二鉄の製造	
18	反応炉	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3 リットル/時以上
19	塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	化学製品の製造	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が 50kg/時以上
20	電解炉	アルミニウムの製錬	電流容量が 30kA 以上
21	反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)	原料として使用する燐鉱石の処理能力が 80kg/時以上か、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/時以上か、変圧器の定格容量が 200kVA 以上

項	施設名	用途	規模要件
22	凝縮施設、吸収施設、蒸溜施設（密閉式のものを除く。）	ふっ 弗酸の製造	伝熱面積が 10 m <sup>2</sup> 以上か、ポンプの動力が 1kW 以上
23	反応施設、乾燥炉、焼成炉	トリポリリン酸ナトリウムの製造(原料としてリン鉱石を使用するものに限る。)	原料の処理能力が 80kg/時以上か、火格子面積が 1 m <sup>2</sup> 以上か、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/時以上
24	溶解炉	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10 リットル/時以上か、変圧器の定格容量が 40kVA 以上
25	溶解炉	鉛蓄電池の製造	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4 リットル/時以上か、変圧器の定格容量が 20kVA 以上
26	溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	鉛系顔料の製造	容量が 0.1m <sup>3</sup> 以上か、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4 リットル/時以上か、変圧器の定格容量が 20kVA 以上
27	吸収施設、漂白施設、濃縮施設	硝酸の製造	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 100kg/時以上
28	コークス炉		原料の処理能力が 20 トン/日以上
29	ガスタービン		燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/時以上
30	ディーゼル機関		
31	ガス機関		燃料の燃焼能力が重油換算 35 リットル/時以上
32	ガソリン機関		

※ 重油 10 リットル=液体燃料 10 リットル=ガス燃料 16m<sup>3</sup>=固形燃料 16kg として換算してください。(昭和46年8月25日環大企第5号、環境庁大気保全局長通知)

表 1 - 2 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設

項	施設名	規模要件
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力）が 3,000m <sup>3</sup> /時以上
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が 100,000 m <sup>3</sup> /時以上
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が 10,000m <sup>3</sup> /時以上
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000 m <sup>3</sup> /時以上
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が 15,000 m <sup>3</sup> /時以上
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 7,000 m <sup>3</sup> /時以上
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 27,000m <sup>3</sup> /時以上
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が 5 m <sup>2</sup> 以上
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8℃において蒸気圧が 20kPa を超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が 1,000 キロリットル以上（ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が 2,000 キロリットル以上について排出基準を適用）

表 1 - 3 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設

項	施設名	規模要件
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50トン以上であること。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000 m <sup>2</sup> 以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03m <sup>3</sup> 以上であること。
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75kW以上であること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15kW以上であること。

表 1 - 4 大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設

項	施設名	規模要件
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上
2	混合機	原動機の定格出力が3.7kW以上
3	紡織用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上
4	切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上
5	研磨機	原動機の定格出力が2.2kW以上
6	切削用機械	原動機の定格出力が2.2kW以上
7	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が2.2kW以上
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	原動機の定格出力が2.2kW以上
9	穿孔機	原動機の定格出力が2.2kW以上

※ この表の施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限ります。湿式のもの及び密閉式のものを除きます。

#### 4 届出の種類及び添付書類

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設を設置する事業者は次に掲げる届出をしなければなりません。

ただし、電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法の適用を受ける施設については適用除外となります。

##### (1) ばい煙発生施設を設置する事業者

ばい煙発生施設を設置する事業者は、市長に表1-5の届出をしなければなりません。

それぞれの届出には期限がありますので厳守してください。

なお、届出を怠り、または虚偽の届出をした場合には罰せられますので注意してください。

表1-5 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設にかかる届出の種類

	届出を必要とする場合	届出期限	届出
1	ばい煙発生施設を設置しようとする場合	施設設置の60日前まで <sup>注1</sup>	ばい煙発生施設設置(使用・変更)届出書 添付書類(表1-6)
2	大気汚染防止法施行令の改正によりばい煙発生施設が新たに追加された際に現にその施設を設置(工事中を含む。)している場合	ばい煙発生施設となった日から30日以内	
3	届出を行った施設について構造、使用の方法又はばい煙の処理の方法を変更しようとする場合	変更の60日前まで <sup>注1</sup>	
4	次の事項に変更があった場合 ・ 氏名・名称・住所・法人の代表者の氏名 ・ 工場又は事業場の名称・所在地	変更した日から30日以内	氏名等変更届出書
5	届出を行ったばい煙発生施設の使用を廃止した場合	使用を廃止した日から30日以内	ばい煙発生施設使用廃止届出書
6	ばい煙発生施設を譲り受け又は借り受けた場合、相続、合併又は分割により施設を承継した場合	承継があった日から30日以内	承継届出書

注1 特定施設の設置や変更の工事は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ工事に着手する事ができません。ただし、別に「実施制限期間短縮承認申請書」を提出し、その内容が相当であると認められるときは、この期間を短縮することができます。



表 1 - 6 届出書添付書類

	書類の名称	説明
1	付近見取図	付近の住宅地図を添付してください。
2	ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の設置場所図	工場又は事業場内のばい煙発生施設及びばい煙処理施設の設置場所を赤で示してください。
3	ばい煙発生施設に係る操業の系統図	ばい煙発生施設に係る操業の工程が分かるフローシート等の系統図を添付して下さい。
4	ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の構造図	主要寸法を記入し、日本産業規格 A 4 に縮小したものか既存の図面を添付して下さい。
5	ばい煙量等の計算書	最大排出ガス量、いおう酸化物排出量、有効煙突高さ等を計算したもの。
6	燃料の成分表	燃料の種類、発熱量、灰分、いおう分及び窒素分が記載されたもの。
7	施行規則第 8 条第 2 項に定める事項	ばい煙の排出の方法、設置場所、操業の系統の概要、煙道ガス測定箇所の有無、緊急連絡先等を記入してください。

(2) 揮発性有機化合物排出施設を設置する事業者

揮発性有機化合物排出施設を設置する事業者は、市長に表 1 - 7 の届出をしなければなりません。それぞれの届出には期限がありますので厳守してください。

なお、届出を怠り、または虚偽の届出をした場合には罰せられますので注意してください。

表 1 - 7 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設にかかる届出の種類

	届出を必要とする場合	届出期限	届出
1	揮発性有機化合物排出施設を設置しようとする場合	施設設置の 60 日前まで	揮発性有機化合物排出施設設置（使用・変更）届出書 添付書類（表 1 - 8）
2	大気汚染防止法施行令の改正により揮発性有機化合物排出施設が新たに追加された際に現にその施設を設置（工事中を含む。）している場合	揮発性有機化合物排出施設となった日から 30 日以内	
3	届出を行った施設について構造、使用の方法又は揮発性有機化合物の処理の方法を変更しようとする場合	変更の 60 日前まで	
4	次の事項に変更があった場合 ・ 氏名・名称・住所・法人の代表者の氏名 ・ 工場又は事業場の名称・所在地	変更した日から 30 日以内	氏名等変更届出書

5	届出を行った揮発性有機化合物排出施設の使用を廃止した場合	使用を廃止した日から 30 日以内	揮発性有機化合物排出施設使用廃止届出書
6	揮発性有機化合物排出施設を譲り受け又は借り受けた場合、相続、合併又は分割により施設を承継した場合	承継があった日から 30 日以内	承継届出書

表 1 - 8 届出書添付書類

	書類の名称	説明
1	付近見取図	付近の住宅地図を添付してください。
2	揮発性有機化合物排出施設及び揮発性有機化合物処理施設の設置場所図	工場又は事業場内の揮発性有機化合物排出施設及び揮発性有機化合物処理施設の設置場所を赤で示してください。
3	揮発性有機化合物排出施設に係る操業の系統図	揮発性有機化合物排出施設に係る操業の工程が分かるフローシート等の系統図を添付してください。
4	揮発性有機化合物排出施設及び揮発性有機化合物処理施設の構造図	主要寸法を記入し、日本産業規格 A 4 に縮小したものか既存の図面を添付してください。

(3) 一般粉じん発生施設を設置する事業者

一般粉じん発生施設を設置する事業者は、市長に表 1 - 9 の届出をしなければなりません。それぞれの届出には期限がありますので厳守してください。

なお、届出を怠り、または虚偽の届出をした場合には罰せられますので注意してください。

表 1 - 9 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設にかかる届出の種類

	届出を必要とする場合	届出期限	届出
1	一般粉じん発生施設を設置しようとする場合	施設設置前	特定施設設置（使用・変更）届出書 添付書類（表 1 - 1 0）
2	大気汚染防止法施行令の改正により一般粉じん発生施設が新たに追加された際に現にその施設を設置（工事中を含む。）している場合	一般粉じん発生施設となった日から 30 日以内	
3	届出を行った一般粉じん発生施設について構造、使用の方法又は管理の方法を変更しようとする場合	変更前	
4	次の事項に変更があった場合 ・ 氏名・名称・住所・法人の代表者の氏名 ・ 工場又は事業場の名称・所在地	変更した日から 30 日以内	氏名等変更届出書

5	届出を行った一般粉じん発生施設の使用を廃止した場合	使用を廃止した日から 30 日以内	特定施設使用廃止届出書
6	一般粉じん発生施設を譲り受け又は借り受けた場合、相続、合併又は分割により施設を承継した場合	承継があった日から 30 日以内	承継届出書

表 1 - 10 届出書添付書類

	書類の名称	説明
1	付近見取図	付近の住宅地図を添付してください。
2	一般粉じん発生施設の設置場所図	工場又は事業場内の一般粉じん発生施設の設置場所を赤で示してください。
3	概要図	一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む）の主要寸法を記入してください。
4	一般粉じん発生施設に係る操業の系統図	一般粉じん発生施設に係る操業の工程が分かるフローシート等の系統図を添付してください。

(4) 特定粉じん発生施設を設置する事業者

特定粉じん発生施設を設置する事業者は、市長に届出をしなければなりません。それぞれの届出には期限がありますので厳守してください。

なお、届出を怠り、または虚偽の届出をした場合には罰せられますので注意してください。

## 5 届出後の留意事項

(1) 受理書の交付

施設の設置及び構造等の変更については、内容に不備がなく市において受理したときに、受理書を交付します。

(2) 計画変更命令

届出の内容について審査し、施設が排出基準に適合しないと認めるときは、計画の変更（計画の廃止を含む。）を届出者に命ずることができます。

(3) ばい煙量等の測定の義務

ばい煙排出者はばい煙量又はばい煙濃度を、揮発性有機化合物排出者は揮発性有機化合物濃度を、特定粉じん排出者（常時使用する従業員数が 20 人以下の事業者が設置する事業所を除く。）は特定粉じん濃度を測定してその結果を記録し 3 年間保存しておかなければなりません。（電子媒体による保存も可能です。）

ア 測定回数

表 1-11 測定回数

項目	施設の規模	測定回数
いおう酸化物	いおう酸化物 10m <sup>3</sup> /h 以上を排出するばい煙発生施設	2ヶ月をこえない作業期間ごとに1回以上
ばいじん（ガス専焼ボイラー、ガスタービン、ガス機関、燃料電池改質器に限る。）	排出ガス量にかかわらず	5年に1回以上
ばいじん（上記施設を除く。）	排出ガス量が4万 m <sup>3</sup> /h 以上のばい煙発生施設（廃棄物焼却炉にあつては焼却能力が4 t/h 以上の施設）	2ヶ月をこえない作業期間ごとに1回以上
	排出ガス量が4万 m <sup>3</sup> /h 未満のばい煙発生施設（廃棄物焼却炉にあつては焼却能力が4 t/h 未満の施設）	年2回以上（継続して休止する期間が6ヶ月以上の施設については、年1回以上）
窒素酸化物（燃料電池改質器に限る。）	排出ガス量にかかわらず	5年に1回以上
有害物質（窒素酸化物を含み、燃料電池改質器を除く。）	排出ガス量が4万 m <sup>3</sup> /h 以上のばい煙発生施設	2ヶ月をこえない作業期間ごとに1回以上
	排出ガス量が4万 m <sup>3</sup> /h 未満のばい煙発生施設	年2回以上（継続して休止する期間が6ヶ月以上の施設については、年1回以上）
揮発性有機化合物	排出ガス量にかかわらず	年1回以上
特定粉じん	常時使用する従業員が20人をこえる事業者が設置する事業所	6ヶ月をこえない作業期間ごとに1回以上

排出ガス量は「湿り」である。

イ ばい煙・揮発性有機化合物の測定方法

表 1-12 ばい煙・揮発性有機化合物の測定方法

項目	規制基準	規制方法	測定方法	
いおう酸化物	排出基準	K 値規制（排出口の高さに応じた量）	(1) JIS K0103(SO <sub>x</sub> 濃度)と JIS Z8808(排出ガス量) (2) JIS K2301、JIS K2541-1~7、JIS M8813(燃料中の S 分)と JIS Z8762-1~4 等(燃料使用量) (3) 環境大臣が定める測定法	
ばいじん	排出基準	施設の種類、規模ごとの排出濃度	JIS Z8808（ばいじん濃度）とオルザットガス分析装置を用いる吸収法又は同等の方法(残存 O <sub>2</sub> 濃度)	
有害物質	カドミウム及びその化合物	排出基準	施設の種類ごとの排出濃度	JIS Z8808 に定める方法により試料を採取し、JIS K0083 により定量
	塩素、塩化水素	排出基準	施設の種類ごとの排出濃度	Cl <sub>2</sub> ・・・JIS K0106 HCl・・・JIS K0107
	フッ素、フッ化水素及び珪素	排出基準	施設の種類ごとの排出濃度	JIS K0105
	鉛及びその化合物	排出基準	施設の種類ごとの排出濃度	JIS Z8808 に定める方法により試料を採取し、JIS K0083 により定量
	窒素酸化物	排出基準	施設の種類、規模ごとの排出濃度	JIS K0104 (NO <sub>x</sub> 濃度) とオルザットガス分析装置による吸収法又は同等の方法(残存 O <sub>2</sub> 濃度) (排出ガス量が 40,000 m <sup>3</sup> N/時以上のばい煙発生施設については、環境大臣が定める測定法も可)
揮発性有機化合物	排出基準	施設の種類、規模ごとの排出濃度	環境大臣が定める測定法	

環境大臣が定める測定法

- (ア) SO<sub>x</sub> : JIS K0103 (SO<sub>x</sub> 濃度) と(ウ)に掲げる方法 (排出ガス量)
- (イ) NO<sub>x</sub> : JIS K0104 (NO<sub>x</sub> 濃度) と(ウ)に掲げる方法 (排出ガス量)
- (ウ) 排出ガス量の測定方法 :
  - a JIS B8222、JIS Z8808(理論乾きガス量、理論空気量、空気比) と JIS Z8762、JIS Z8763 等 (燃料使用量)
  - b JIS Z8808 により測定した排出ガス量と出力の大きさの相関関係を用いる方法

#### (4) 事故時の措置

事故等により公害が発生した、もしくは発生のおそれがある場合や人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある場合は、直ちに必要な応急措置をとるとともに、事故の状況等を市環境保全課に報告してください。

## 6 排出基準等

### (1) ばい煙発生施設に係る排出基準

#### ア いおう酸化物の排出基準

次の式により算出したいおう酸化物の量とします。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q : いおう酸化物の量 (m<sup>3</sup>N/時)

K : 14.5 (大気汚染防止法施行令別表第3第100号に掲げる地域にあつては、17.5)

He : 補正された排出口の高さ (m)

備考 次の施設については、当分の間適用が猶予される。

- (ア) 昭和60年9月9日以前に設置された小型ボイラー
- (イ) 昭和63年1月31日以前に設置されたガスタービン及びディーゼル機関であつて、排出ガス量が1万 m<sup>3</sup>N/h 未満のもの
- (ウ) ガスタービン及びディーゼル機関並びにガス機関及びガソリン機関のうち専ら非常用として用いられるもの。

イ ばいじんの排出基準

表 1-13 ばいじんの排出基準

項	施設の種類	規模（排出ガス量（湿り）で単位は万 m <sup>3</sup> N/h）	排出基準（g/m <sup>3</sup> N）			
			～S57.5.31 設置	S57.6.1 以後設置	換算酸素濃度 0n（%）	0n の扱い
1 ボイラー	1. ガス専焼ボイラー（5 の項に掲げるものを除く。）	4 以上 ～4	0.05 0.10	0.05 0.10	5	
	2. 重油専焼及びガス液体混焼ボイラー（次項及び 5 の項を除く。）	20 以上 4～20 1～4 1 未満	0.07 0.18 0.25 0.30	0.05 0.15 0.25 0.30	4	
	3. 黒液燃焼ボイラー（5 の項を除く。）	20 以上 4～20 4 未満	0.20 0.35 0.35	0.15 0.25 0.30	0s	
	4. 石炭燃焼ボイラー（次項を除く。）	20 以上 4～20 4 未満	注 1) 0.15 注 1) 0.25 注 1) 0.35	0.10 0.20 0.30	6	
	5. 触媒再生塔に附属するボイラー		0.30	0.20	4	
	6. 前各項以外のボイラー	4 以上 ～4	0.30 0.40	0.30 0.30	6	当分の間適用を猶予
	附 1. 小型ボイラー		S60.9.10 ～H2.9.9 注 2) 0.50	H2.9.10 以後注 2) 注 3)	前各項と同様	前各項と同様
2 ガス発生炉・加熱炉	7. ガス発生炉		0.05	0.05	7	
	8. 加熱炉		0.10	0.10	7	
3 焙焼炉焼結炉か焼炉	9. 焙焼炉	4 以上 ～4	0.10 0.15	0.10 0.15	0s	
	10. フェロマンガンの製造の用に供する焼結炉		0.20	0.20	0s	
	11. 前項以外の焼結炉		0.15	0.15	0s	
	12. 煨焼炉	4 以上 ～4	0.25 0.30	0.20 0.25	0s	
4 溶鋳炉・転炉・平炉	13. 溶鋳炉のうち高炉		0.05	0.05	0s	
	14. 前項以外の溶鋳炉		0.15	0.15	0s	
	15. 転炉		注 4) 0.10	0.10	0s	
	16. 平炉	4 以上 ～4	0.10 0.20	0.10 0.20	0s	
5 金属溶解炉	17. 金属溶解炉	4 以上 ～4	0.10 注 5) 0.20	0.10 注 5) 0.20	0s	

項	施設の種類	規模（排出ガス量（湿り）で単位は万 m <sup>3</sup> N/h）	排出基準（g/m <sup>3</sup> N）			
			～S57.5.31設置	S57.6.1以後設置	換算酸素濃度 0n（%）	0nの扱い
6 金属加熱炉	18. 金属加熱炉	4以上 ～4	0.15 0.25	0.10 0.20	11	当分の間適用を猶予
7 加熱炉	19. 石油加熱炉	4以上 1～4 1未満	0.10 0.15 注6) 0.15	0.10 0.15 0.15	6	
8 触媒発生塔	20. 触媒再生塔		0.30	0.20	6	
8の2 燃焼炉	21. 硫黄回収燃焼炉		0.10	0.10	8	
9 焼成炉・溶融炉	22. 石灰焼成炉（土中釜に限る。）		0.40	0.40	15	
	23. 前項以外の石灰焼成炉		0.30	0.30	15	
	24. セメントの製造の用に供する焼成炉		0.10	0.10	10	
	25. 耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供する焼成炉	4以上 ～4	0.10 0.20	0.10 0.20	18	
	26. 前各項以外の焼成炉	4以上 ～4	0.15 0.25	0.15 0.25	15	当分の間適用を猶予
	27. 板ガラス又はガラス繊維製品の製造の用に供する溶融炉	4以上 ～4	0.10 0.15	0.10 0.15	15	
	28. 光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供する溶融炉	4以上 ～4	0.10 0.30	0.10 0.15	16	
	29. 前各項以外の溶融炉	4以上 ～4	0.10 0.20	0.10 0.20	15	
10 反応炉及び直火炉	30. 反応炉及び直火炉	4以上 1～4 1未満	0.15 0.20 注7) 0.20	0.15 0.20 0.20	6	当分の間適用を猶予
11 乾燥炉	31. 骨材乾燥炉	2以上 ～2	0.50 0.60	0.50 0.50	16	直接熱風乾燥炉の0nは0s
	32. 前項以外の乾燥炉	4以上 1～4 1未満	0.15 0.30 0.35	0.15 0.20 0.20	16	同上



項	施設の種類	規模（排出ガス量（湿り）で単位は万 m <sup>3</sup> N/h）	排出基準（g/m <sup>3</sup> N）			
			～S57.5.31設置	S57.6.1以後設置	換算酸素濃度 On（%）	On の扱い
12 電気炉	33. 合金鉄（珪素の含有率 40%以上）の製造の用に供する電気炉		0.20	0.20	0s	
	34. 合金鉄（珪素の含有率 40%未満）及びカーバイドの製造の用に供する電気炉		0.15	0.15	0s	
	35. 前各項以外の電気炉		0.10	0.10	0s	
項	施設の種類	規模（廃棄物の処理能力）	～H10.6.30設置	H10.7.1以後設置	換算酸素濃度 On（%）	On の扱い
13 廃棄物焼却炉	36. 廃棄物焼却炉	4t/h 以上 2～4t/h 2t/h 未満	0.08 0.15 0.25	0.04 0.08 0.15	12	
項	施設の種類	規模（排出ガス量（湿り）で単位は万 m <sup>3</sup> N/h）	～S57.5.31設置	S57.6.1以後設置	換算酸素濃度 On（%）	On の扱い
14（銅、鉛、亜鉛）焙焼炉、焼結炉（ペレット焼結炉を含む）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む）、転炉、溶解炉、乾燥炉	38. 銅、鉛、亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉	4 以上 ～4	0.10 0.15	0.10 0.15	0s	
	39. 銅、鉛、亜鉛の精錬の用に供する焼結炉		0.15	0.15	0s	
	40. 銅、鉛、亜鉛の精錬の用に供する溶鋳炉		0.15	0.15	0s	
	41. 銅、鉛、亜鉛の精錬の用に供する転炉		0.15	0.15	0s	
	42. 銅、鉛、亜鉛の精錬の用に供する溶解炉	4 以上 1～4 1 未満	0.10 0.20 0.30	0.10 0.20 0.20	0s	
	43. 銅、鉛、亜鉛の精錬の用に供する乾燥炉	4 以上 ～4	注 8) 0.15 0.30	0.15 0.20	16	直接熱風乾燥炉の On は 0s
18 反応炉	44. 活性炭の製造の用に供する反応炉		0.30	0.30	6	
20 電解炉	45. アルミニウムの製錬の用に供する電解炉		0.05	0.05	0s	

項	施設の種類	規模（排出ガス量（湿り）で単位は万 m <sup>3</sup> N/h）	排出基準（g/m <sup>3</sup> N）			
			～S57.5.31設置	S57.6.1以後設置	換算酸素濃度 On（%）	On の扱い
21 焼成炉・溶解炉	46. 燐等の製造の用に供する焼成炉		0.15	0.15	15	
	47. 燐等の製造の用に供する溶解炉		0.20	0.20	0s	
23 乾燥炉・焼成炉	48. トリポリリン酸ナトリウムの製造の用に供する乾燥炉		0.10	0.10	16	直接熱風乾燥炉の On は 0s
	49. トリポリリン酸ナトリウムの製造の用に供する焼成炉		0.15	0.15	15	
24 溶解炉	50. 鉛の第二次精錬等の製造の用に供する溶解炉	4 以上	0.10	0.10	0s	
		～4	0.20	0.20		
25 溶解炉	51. 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	4 以上	0.10	0.10	0s	
		～4	0.15	0.15		
26 溶解炉・反射炉・反応炉	52. 鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉	4 以上	0.10	0.10	0s	
		～4	0.15	0.15		
	53. 鉛系顔料の製造の用に供する反射炉		0.10	0.10	0s	
	54. 鉛系顔料の製造の用に供する反応炉		0.05	0.05	6	鉛酸化物の製造の用に供するものの On は 0s
28 コークス炉	55. コークス炉		0.15	0.15	7	
29 ガスタービン	56. ガスタービン		注 9) 0.05	注 9) 0.05	16	
30 ディーゼル機関	57. ディーゼル機関		注 9) 0.10	注 9) 0.10	13	
31 ガス機関	58. ガス機関		注 10) 0.05	注 10) 0.05	0	
32 ガソリン機関	59. ガソリン機関		注 10) 0.10	注 10) 0.05	0	

注 1) 平成 7 年 7 月 2 日までの間、発熱量が 20,930.25kJ (5,000kcal) /kg 以下の石炭のみを燃焼させており、かつ、平成 7 年 7 月 3 日以降、発熱量が 23,023.275kJ (5,500kcal) /kg 以下の石炭を燃焼させる場合に限り、当分の間、0.45 とする。

注 2) ガス・灯油・軽油又は A 重油を燃焼させるものは、当分の間適用しない。

注 3) 前記、注 2) 以外は前各項の排出基準。

注 4) 燃焼型に限り、当分の間 0.13 とする。

注 5) アルミニウム地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する反射炉は当分の間 0.30 とする。

注 6) 潤滑油の製造の用に供するものに限り、当分の間 0.18 とする。

注 7) 活性炭の製造の用に供する反応炉に限り、当分の間 0.30 とする。

注 8) 気流搬送型は当分の間 0.18 とする。

注 9) 昭和 63 年 1 月 31 日以前に設置された施設及び専ら非常用の施設については当分の間適用を猶予する。

注 10) 専ら非常用の施設については当分の間適用を猶予する。

#### 備考

- 1 この表の「排出基準」に掲げるばいじんの濃度は、次の式により算出されたばいじんの濃度とする。

$$C = (21 - 0_n) / (21 - 0_s) \times C_s$$

この式において、C、 $0_n$ 、 $0_s$  及び  $C_s$  は、それぞれ次の値を表すものとする。

C：ばいじんの濃度 (g/m<sup>3</sup>N)

$0_n$ ：換算酸素濃度 (%)

$0_s$ ：排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が 20% を超える場合にあっては、20% とする。)

$C_s$ ：排出ガス中のばいじんの実測値 (g/m<sup>3</sup>N) (JIS Z8808 による。)

なお、換算酸素濃度  $0_n$  が  $0_s$  の施設及び熱源として電気を使用する施設にあっては、 $C=C_s$  とする。

- 2 当該ばいじんの濃度には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行なう場合において排出されるばいじん (1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。) は含まれないものとする。
- 3 ばいじんの濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。

ウ 窒素酸化物の排出基準

表1-14 窒素酸化物の排出基準

令別表第一の項	ばい煙発生施設	細番号	ばい煙発生施設の種類 ※1	規模 最大定格排ガス量 万m <sup>3</sup> /h	換算酸濃度 0.1%	排出基準 (ppm)										
						設置年月日										
						48. 8. 9	48. 8. 10 50. 12. 9	50. 12. 10 52. 6. 17	52. 6. 18 52. 9. 9	52. 9. 10 54. 8. 9	54. 8. 10 58. 9. 9	58. 9. 10 59. 9. 9	59. 9. 10 60. 9. 9	60. 9. 10 62. 3. 31	62. 4. 1 H2. 9. 9	H2. 9. 10
1	ボイラー	①	ガス専焼ボイラー	50以上	5	130		100		60						
				10~50		130		100								
				4~10		130		100								
				1~4		150		130								
				0.5~1		150										
				0.5未満		150										
		②	低品位炭専焼ボイラー※2 (火炉分割壁型放射過熱器を有するもの、火炉熱発生率586,047kJ/m <sup>3</sup> /h(14万kcal/m <sup>3</sup> /h)以上、50万m <sup>3</sup> N/h以上)	70以上	6	550		300				200				
				50~70		550		300				250				
		③	低品位炭専焼ボイラー※2 (30万m <sup>3</sup> N/h以上、②以外)	70以上	6	480		300				200				
				50~70		480		300				250				
				30~50		480	350	300				250				
		④	石炭専焼ボイラー (前面燃焼方式、自然循環型、火炉熱発生率586,047kJ/m <sup>3</sup> /h(14万kcal/m <sup>3</sup> /h)以上、20万~25万m <sup>3</sup> N/h)	20~25	6	450	350	300				250				
				1~4		450	380	350		380	360	350				
						0.5~1	450	380	350		390	360	350			
		⑤	石炭専焼ボイラー (流動層燃焼方式、4万m <sup>3</sup> /h未満)	1~4	6	480		380		360			350			
				0.5~1		480		380		360			350			
				0.5未満		480		380		360			350			
		⑥	石炭燃焼ボイラー (接線型チルチングバーナー、100万m <sup>3</sup> N/h以上)	100以上	6	430		300				200				
		⑦	石炭燃焼ボイラー (散布式ストーカ型、4万~10万m <sup>3</sup> N/h)	4~10	6	450	350	300			320					
				0.5~4		450	380	350		360		350				
		⑧	固体燃焼ボイラー (流動層燃焼方式、4万m <sup>3</sup> /h未満)	0.5~4	6	480		380		360			350			
				0.5未満		480		380		360		350				
		⑨	固体燃焼ボイラー (火炉熱発生率837,210kJ/m <sup>3</sup> /h(20万kcal/m <sup>3</sup> /h)以上、再熱再生抽気復水式自然循環型のもの59.12.31までに固体燃焼ボイラーに転換したもの、50万~70万m <sup>3</sup> N/h)	50~70	6	420		300				250				
		⑩	固体燃焼ボイラー (②~⑨以外)	70以上	6	400		300				200				
50~70	420			300				250								
20~50	420			350		300				250						
4~20	450			350		300				250						
0.5~4	450			380		350										
0.5未満	480			380		350										
⑪	排煙脱硫付液体燃焼ボイラー※3 (原油タール、100万m <sup>3</sup> N/h未満)	50~100	4	210	180	150	130									
		10~50		210	180	150										
		4~10		280	180	150										
		1~4		280		150										
		0.5~1		280				180								
		0.5未満		280 ※4				180								
⑫	液体燃焼ボイラー (原油タール、⑪以外)	50以上	4	180		150	130									
		10~50		190	180	150										
		4~10		250	180	150										
		1~4		250		150										
		0.5~1		250				180								
		0.5未満		250 ※4				180								

令別表第一の項	ばい煙発生施設	細番号	ばい煙発生施設の種類 ※1	規模 最大定格排ガス量 万m <sup>3</sup> /h	換算酸素濃度 0. %	排出基準 (ppm)									
						設置年月日									
						48. 8. 9	48. 8. 10	50. 12. 10	52. 6. 18	52. 9. 10	54. 8. 10	58. 9. 10	59. 9. 10	60. 9. 10	62. 4. 1
1	ボイラー	⑬ 排煙脱硫付液体燃焼ボイラー ※3 (原油タール以外、100万m <sup>3</sup> /h未満)	50~100	4	210	180	150	130							
			10~50		210	180	150								
			4~10		210	180	150								
			1~4		250		150								
			0.5~1		280			180							
			0.5未満		280 ※4			180							
		⑭ 液体燃焼ボイラー (⑩~⑬以外)	50以上	4	180	150	130								
			10~50		190	180	150								
			4~10		190	180	150								
			1~4		230		150								
	0.5~1		250			180									
	0.5未満	250 ※4			180										
	⑮ 固体燃焼小型ボイラー (伝熱面積10m <sup>2</sup> 未満)	6						350							
		⑯ 液体燃焼小型ボイラー (灯油、軽油、A重油以外、伝熱面積10m <sup>2</sup> 未満)	4						300	260					
	2	ガス発生炉加熱炉	① ガス発生炉、加熱炉 (②以外)	7	170			150							
			② 水素ガス製造用ガス発生炉 (天井バーナー燃焼方式)	7	360			150							
3	焼結炉	① ペレット焼成炉 (ガス燃焼)	1以上	15	540			220							
			1未満		540			220							
		② ペレット焼成炉 (①以外)	1以上	15	300			220							
			1未満		300			220							
		③ 焼結炉 (①、②以外)	10以上	15	260			220							
			1~10		270			220							
	1未満	300			220										
	か焼炉	④ アルミナ製造用か焼炉	1以上	10	350			200							
			1未満		350			200							
	焙焼炉	⑤ か焼炉 (④以外)	10以上	10	200										
1未満			200												
6	溶鋳炉、転炉、平炉	溶鋳炉	15	120			100								
			12	200			180								
4	溶解炉	金属溶解炉 (キューボラは適用除外)	12	200			180								
			加熱炉	① フラントチューブ型金属加熱炉	10以上	11	200			100					
					1~10		200			150					
					0.5~1		200			150					
	0.5未満	200			180										
	② 鍛接鋼管用金属加熱炉	10以上		11				100							
		1~10						180							
		0.5~1						150							
		0.5未満						180							
	③ 金属加熱炉 (①、②以外)	10以上	11	160			100								
		1~10		170			150	130							
		0.5~1		170			150								
0.5未満		200			180										
7	加熱炉	① 排煙脱硫付石油加熱炉 ※3	4以上	6	170			100							
			1~4		180	170	150	130							
			0.5~1		190			150							
			0.5未満		200			180							

令別表第一の項	ばい煙発生施設	細番号	ばい煙発生施設の種類 ※1	規模 最大定格排ガス量 万m <sup>3</sup> /h	換算酸素濃度 0. %	排出基準 (ppm)												
						設置年月日												
						48. 8. 9	48. 8. 10 50. 12. 9	50. 12. 10 52. 6. 17	52. 6. 18 52. 9. 9	52. 9. 10 54. 8. 9	54. 8. 10 58. 9. 9	58. 9. 10 59. 9. 9	59. 9. 10 60. 9. 9	60. 9. 10 62. 3. 31	62. 4. 1 H2. 9. 9	H2. 9. 10		
7	加熱炉	②	エチレン分解炉	4以上	6	170		100										
				1~4		180		150		130								
				0.5~1		180		180		150								
				0.5未満		200				180								
		③	エチレン分解炉 (炉床式バーナー)	4以上	6	170		100										
				1~4		280		150		130								
				0.5~1		180				150								
				0.5未満		200				180								
		④	エチレン独立過熱炉 (⑤以外)	10以上	6	170		100										
				4~10		180		100										
				1~4		180		150		130								
				0.5~1		180				150								
				0.5未満		200				180								
		⑤	エチレン独立過熱炉、メタノール改質炉 (空気予熱器付)	10以上	6	170		100										
				4~10		430		100										
				1~4		180		150		130								
				0.5~1		180				150								
				0.5未満		200				180								
		⑥	石油加熱炉 (①~⑤以外)	4以上	6	170		100										
				1~4		180	170	150		130								
				0.5~1		180				150								
				0.5未満		200				180								
		8	触媒再生塔	触媒再生塔		6	300				250							
		8   2	燃焼炉	燃焼炉		8	300				250							
9	焼成炉	①	石灰焼成炉 (ガス燃焼ロータリーキルン)		15	300				250								
				②		セメント焼成炉 (湿式)	10以上	10	250									
							10未満		350									
				③		セメント焼成炉 (②以外)	10以上	10	480		250							
	10未満	480					350											
	溶融炉	⑤	板ガラス、ガラス繊維製造用溶融炉		15 ※5	400				360								
				⑥		フリット、光学ガラス、電気ガラス製造用溶融炉		16 ※5	900 ※6				800					
							⑦		その他ガラス製造用溶融炉		15 ※5	500				450		
	焼成炉 溶融炉	⑧	その他焼成炉、溶融炉		15	200				180								
	10	反応炉 直火炉	①	反応炉、直火炉 (②、③以外)		6	200				180							
②					硫酸カリウム製造用反応炉			6	250				180					
							③		硫酸製造用反応炉 (NO <sub>x</sub> 触媒)		6 ※7	700				180		
11	乾燥炉	乾燥炉		16	250				230									
13	廃棄物焼却炉	①	浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉)	4以上	12	900				450								
				4未満		900				450								
		②	特殊廃棄物焼却炉 (連続炉) ※8	4以上	12	300				250								
				4未満		900				700								
		③	廃棄物焼却炉 (連続炉で①、②以外)	4以上	12	300				250								
				4未満		300				250								
		④	廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4以上	12					250								

令別表第一の項	ばい煙発生施設	細番号	ばい煙発生施設の種類 ※1	規模 最大定格排ガス量 万m <sup>3</sup> N/h	換算酸素濃度 0. %	排出基準 (ppm)									
						設置年月日									
						48. 8. 9	48. 8. 10 50. 12. 9	50. 12. 10 52. 6. 17	52. 6. 18 52. 9. 9	52. 9. 10 54. 8. 9	54. 8. 10 58. 9. 9	58. 9. 10 59. 9. 9	59. 9. 10 60. 9. 9	60. 9. 10 62. 3. 31	62. 4. 1 H2. 9. 9
14	焙焼炉	①	銅、鉛、亜鉛精錬用焙焼炉		1.4	250					220				
	焼結炉	②	銅、鉛、亜鉛精錬用焼結炉		1.5	300					220				
	溶鉱炉	③	銅、鉛、亜鉛精錬用溶鉱炉(④、⑤以外)		1.5	120					100				
		④	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち鉛滓処理炉(石炭、コークスを燃料・還元剤とするもの)		1.5	450									
		⑤	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち立型蒸留炉		1.5	230					100				
	溶解炉	⑥	溶解炉(⑦以外)		1.2	200					180				
		⑦	銅精錬用溶解炉のうち精製炉(アンモニアを還元剤とするもの)		1.2	330									
	乾燥炉	⑧	乾燥炉		1.6	200					180				
18	反応炉		活性炭製造用反応炉		6	200					180				
21	焼成炉	①	燐等製造用焼成炉		1.5	200					180				
	溶解炉	②	燐等製造用溶解炉		1.5	650					600				
23	焼成炉	①	トリポリ燐酸トリウム製造用焼成炉		1.5	200					180				
	乾燥炉	②	トリポリ燐酸トリウム製造用乾燥炉		1.6	200					180				
24	溶解炉		鉛二次精錬等用溶解炉		1.2	200					180				
25	溶解炉		鉛蓄電池製造用溶解炉		1.2	200					180				
26	溶解炉	①	鉛系顔料製造用溶解炉(②以外)		1.2	200					180				
		②	鉛酸化物製造用溶解炉		0.5	200					180				
	反射炉	③	鉛系顔料製造用反射炉		1.5	200					180				
	反応炉	④	鉛系顔料製造用反応炉(⑤以外)		6	200					180				
		⑤	鉛酸化物、硝酸鉛製造用反応炉		0.5	200					180				
27	吸収施設 漂白施設 濃縮施設		硝酸製造用吸収施設、漂白施設、濃縮施設		0.5	200									
28	コークス炉	①	コークス炉(オート型)	10以上	7						170				
				10未満	7						170				
		②	コークス炉(①以外)	10以上	7	350		200			170				
				10未満	7	350		350			170				

令別表第一の項	ばい煙発生施設	細番号	ばい煙発生施設の種類 ※9	規模 最大定格排ガス量 万m <sup>3</sup> N/h	換算酸素濃度 0. %	排出基準 (ppm)					
						設置年月日					
						63. 1. 31	63. 2. 1 H1. 7. 31	H1. 8. 1 H3. 1. 31	H3. 2. 1 H6. 1. 31	H6. 2. 1	
29	ガスタービン	①	ガスタービン(気体燃料専焼)	4.5以上	1.6	70					
				4.5未満	1.6	90		70			
		②	ガスタービン(液体燃料専焼及び気体、液体燃料混焼)	4.5以上	1.6	100			70		
				4.5未満	1.6	120		100		70	
30	ディーゼル機関	①	ディーゼル機関大型(シリンダ径400mm以上)		1.3	1600		1400		1200 ※10	
		②	ディーゼル機関中小型(シリンダ径400mm未満)		1.3	950					
31	ガス機関		ガス機関		0	2000			1000		600
32	ガソリン機関		ガソリン機関		0	2000			1000		600

※1 電気炉(熱源として電気を使用するもの)を除く。

※2 低品位炭とは、石炭のうち1kg当たりの発熱量が20,930.25kJ(5,000kcal)以下のものをいう。

- ※3 排煙脱硫とは、ばい煙発生施設において発生する硫黄酸化物を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設であって当該ばい煙発生施設において発生する硫黄酸化物の量を排出口から大気中に排出する際に80%以上削減する性能を有するものをいう。
- ※4 液体燃焼ボイラーのうち、昭和52年9月10日前に設置された排出ガス量が0.5万m<sup>3</sup>N/h未満の過負荷燃焼型のもは、適用除外される。
- ※5 酸素燃焼方式によるものについては、換算酸素濃度補正式に補正項(1/4)を乗じる。
- ※6 昭和54年8月9日までに設置されたフリット、光学ガラス又は電気ガラスの製造の用に供する溶融炉のうち専ら酸素を用いて燃焼を行うものの排出基準は800ppmである。
- ※7 昭和54年8月9日までに設置された硫酸製造用反応炉(NO<sub>x</sub>触媒)の残存酸素濃度は、15%である。
- ※8 特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。
- ※9 専ら非常時に用いられる施設については排出基準の適用を当分の間猶予する。
- ※10 ディーゼル機関に係る対策技術の進捗状況を評価し、技術的に実用に供することが可能と判断された後、適切な時期に950ppmとする。

備考

1 この表の「排出基準」に掲げる窒素酸化物の濃度は、次の式により算出された窒素酸化物の濃度とする。

$$C = (21 - 0n) / (21 - 0s) \times Cs$$

この式において、C、0n、0s及びCsは、それぞれ次の値を表すものとする。

C：窒素酸化物の濃度 (ppm)

0n：換算酸素濃度 (%)

0s：排出ガス中の酸素の濃度 (%)

Cs：排出ガス中の窒素酸化物の実測値 (ppm)

表 1-15 小型ボイラーに係る窒素酸化物の排出基準

使用燃料	設置年月日		
	S60. 9. 9	S60. 9. 10 H2. 9. 9	H2. 9. 10
ガス、灯油、軽油又はA重油	当分の間適用猶予		
その他の液体燃料	当分の間適用猶予	300ppm	260ppm
固体燃料	当分の間適用猶予	350ppm	



エ 窒素酸化物以外の有害物質の排出基準

表 1-16 窒素酸化物以外の有害物質の排出基準

物質の種類	施設の種類の	排出基準 (mg/m <sup>3</sup> N)
1. カドミウム及びその化合物	表 1-1 の 9 の項に掲げる施設のうちガラスまたはガラス製品の製造(原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。)の用に供するもの並びに 14 の項及び 15 の項に掲げる施設	1.0
2. 塩素	表 1-1 の 16 の項から 19 の項までに掲げる施設	30
3. 塩化水素	表 1-1 の 16 の項から 19 の項までに掲げる施設	80
	表 1-1 の 13 の項に掲げる廃棄物焼却炉	700 注 1)
4. 氟素、氟化水素 及び 氟化珪素	表 1-1 の 9 の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造(原料としてほたる石又は珪氟化ナトリウムを使用するものに限る。)の用に供するもの、21 の項に掲げる反応施設(過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものを除く。)、濃縮施設及び溶解炉(磷酸質肥料の製造の用に供するものを除く。)並びに 22 の項及び 23 の項に掲げる施設	10
	表 1-1 の 20 の項に掲げる電解炉	1.0(3.0)
	表 1-1 の 21 の項に掲げる反応施設(過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものに限る。)及び溶解炉のうち電気炉(磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。)	15
	表 1-1 の 21 の項に掲げる焼成炉及び溶解炉のうち平炉(磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。)	20
	表 1-1 の 4 の項に掲げる転炉、5 の項に掲げる溶解炉(アルミニウムの精錬又は鑄造の用に供するものに限る。)、9 の項に掲げる施設のうち石こうの製造の用に供する焼成炉、11 の項に掲げる乾燥炉(石こうの製造の用に供するものに限る。)並びに 21 の項に掲げる施設	—
5. 鉛及びその化合物	表 1-1 の 9 の項に掲げる施設のうちガラスまたはガラス製品の製造(原料として酸化鉛を使用するものに限る。)の用に供するもの	20
	表 1-1 の 14 (鉛を原材料として使用するもの)の項に掲げる焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉並びに 24 の項から 26 の項までに掲げる施設	10
	表 1-1 の 14 の項に掲げる焼結炉及び溶鋳炉	30

備考

1 塩化水素の濃度は、実測値を次式により換算した値とする(廃棄物焼却炉に限る。)

$$C = 9 / (21 - 0s) \times Cs$$

この式において、C、0s 及び Cs は、それぞれ次の値を表すものとする。

C：補正後の塩化水素濃度（mg/m<sup>3</sup>N）

O<sub>s</sub>：排出ガス中の酸素の濃度（％）

C<sub>s</sub>：排出ガス中の塩化水素実測値（mg/m<sup>3</sup>N）（JIS K 0107 による）

- 2 当該有害物質の濃度には、すすの掃除を行なう場合等において、やむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間をこえない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
- 3 排出基準欄の（）内の数値は、有害物質が電解炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の濃度のことである。
- 4 有害物質の濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。

(2) 揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準

表 1-17 揮発性有機化合物の排出基準

項	施設の種類の	排出基準 ppmC	
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	600	
2	塗装施設（吹付塗装に限る。）	自動車の製造の用に供するもの	既設 700 新設 400
		その他のもの	700
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	1,000
		その他のもの	600
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	1,400	
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	1,400	
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	400	
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	700	
8	工業製品の洗浄施設（乾燥施設を含む。）	400	
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	60,000	

(3) 一般粉じん発生施設の構造等に関する基準

一般粉じん発生施設については、構造並びに使用及び管理の方法に関する基準が定められています。これらの基準を遵守していないと認められるときは、基準に従うべきことを命じ、または当該一般粉じん発生施設の使用の一時停止命令を命ずることがあります。

表 1-18 一般粉じん発生施設の構造等に関する基準

施設の種類	設備基準
1 コークス炉	1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2 堆積場	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の 1 に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3 ベルトコンベア及びバケットコンベア	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の 1 に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第 3 号又は第 4 号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4 破碎機、摩砕機、ふるい	次の各号の 1 に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

7 大気汚染防止法届出様式

大気汚染防止法の届出には所定の届出様式を使用してください。